出水市での新規創業、第二創業を支援します！

【新規創業事業等支援】

出水市内の建築業者を利用して新規創業、第二創業に要する店舗、事業所、工場等の整備を行う方を対象に経費の一部を補助します。

☆１０万円以上の工事をしたときに、

補助金額　対象経費の３０％（上限６０万円）

【対象業種】
〇小売業　〇卸売業　〇飲食サービス業　〇教育・学習支援事業　〇保険業
〇医療・福祉業等のサービス業　〇生活関連サービス業　〇宿泊業　〇デザイン業
〇製造業　〇情報通信業　等
※大規模小売店内のテナント、フランチャイズチェーンを除く

【補助対象者】（出水市に住所があること）
①（新規創業事業）出水市に店舗等を開設し、又は改修して新規に創業して、事業を実施しようとしていること
（第二創業事業）市内事業者から事業を継承し、新たな分野の事業に進出すること
②出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する新規創業者等支援事業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること
③市税を滞納していないこと
④２年以上営業を継続できる見込みがあること

【対象経費】
・店舗等の開設又は改修に係る設計費、工事費
※工事に使用する資材（構造材も含む）については、出来る限り出水市内で購入するものとし、市外からの材料購入費については対象経費から除外する場合があります。
※店舗併用住宅については、店舗部分の工事費に限ります。

【申請時期】
・**開業後１年以内**　※ただし、**工事前の写真**等は必須です。

「新規創業者等家賃補助事業」と重複して申請できます。

【お問合せ先】
出水市 商工観光課
商工労政係　ＴＥＬ（０９９６）６３－４０４０

【新規創業者等家賃補助事業】

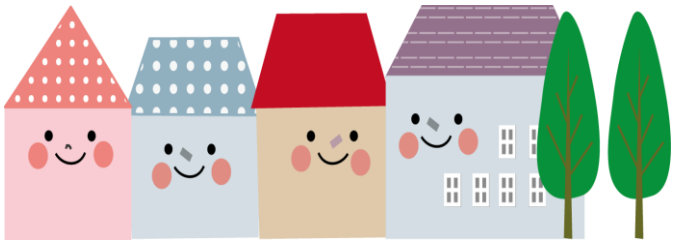

～２年間で最大９０万円補助～

出水市内の空き店舗や空き家等を利用して創業をされた方を対象に、２年間に渡り店舗に係る家賃の一部を補助します！

- **１年目**　賃借料月額の２分の１に相当する額（上限５万円）
- **２年目**　賃借料月額の４分の１に相当する額（上限２万５千円）
  ※お客様用の駐車場代も対象となります。ただし、店舗兼住宅は店舗部分のみ

【対象業種】

〇小売業　〇卸売業　〇飲食サービス業
〇教育・学習支援事業　〇保険業
〇医療・福祉業等のサービス業
〇生活関連サービス業　〇宿泊業
〇デザイン業　〇製造業
〇情報通信業　等
※大規模小売店内のテナント、フランチャイズチェーンを除く

【補助対象者】

①「新規創業事業及び第二創業事業」を行っている者
　個人…出水市の住民基本台帳に記録されている者
　法人…出水市に本社または本店があること
②出水市内の他の店舗を廃業・休業又は他の店舗を移動したものでないこと
③出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する新規創業者等支援事業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること
④市税の滞納がないこと
⑤２年以上営業を継続できる見込みがあること

【対象物件】

- 本市の区域内にある建物又はこれに付属する工作物であって、事業活動又は居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの
- 大型小売店舗の内部にある店舗でないもの
- 補助対象者の２親等以内の者・同一世帯の者が所有する店舗でないこと

【申請時期】

- **開業後１年以内**

「新規創業者支援事業」と重複して申請できます。

【お問合せ先】

出水市 商工観光部 商工観光課　商工労政係　ＴＥＬ（０９９６）６３－４０４０